

議 事 日 程

平成28年第1回 浜中町議会定例会

平成28年3月11日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第12号	町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
日程第 3	議案第13号	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
日程第 4	議案第14号	浜中町立保育所条例の制定について
日程第 5	議案第15号	浜中町立へき地保育所条例の制定について
日程第 6	議案第16号	浜中町子ども医療費助成に関する条例の制定につい て
日程第 7	議案第17号	浜中町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療 費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
日程第 8	議案第18号	浜中町精神障がい者医療費の助成に関する条例の一 部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第19号	浜中町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の 制定について
日程第10	議案第20号	浜中町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の 制定について
日程第11	議案第21号	浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制 定について
日程第12	議案第22号	浜中町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
日程第13	議案第23号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第12号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第3 議案第13号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第12号及び日程第3 議案第13号を一括議題とします。

本案について、提案に説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第12号、町長、副町長、教育長ならびに議会議員の期末手当年間支給月数については、平成18年度に行政改革の一環として1.1月引き下げて、3.35月とし、平成22年度からは2.95月とし現在に至っております。

この年間支給月数は管内においても、最も低い状況であることから、一般職の職員と同じく4.2月に引き上げる事について、浜中町特別職報酬等審議会に諮問し信認を得て諮問どおり引き上げる答申をいただいたところであります。

このことから、町長、副町長、教育長ならびに議会議員の期末手当の引き上げについて関連する条例の一部改正について提案した次第であります。

議案第12号、町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、第4条第2項で特別職報酬等審議会の答申どおり期末手当につきましては6月期

で現行1.4月を2.025月に、12月期で現行1.55月を2.175月にそれぞれ改め、現行年間支給月数2.95月を4.2月に引き上げるものであります。施行期日は平成28年4月1日としております。

なお、教育長の支給月数については町長、副町長と同様となります。

議案第13号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については第5条第2項で文言の整理と特別職報酬等審議会の答申どおり、町長、副町長の期末手当支給月数と同様に引き上げるものであります。施行期日は平成28年4月1日としております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） （議案第12号、議案第13号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第12号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第13号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第12号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第13号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第14号 浜中町立保育所条例の制定について

◎日程第5 議案第15号 浜中町立へき地保育所条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第4 議案第14号及び日程第5 議案第15号を一括議題とします

本案について、提案に説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第14号 浜中町立保育所条例の制定について及び議案第15号 浜中町立へき地保育所条例の制定については、いずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案第14号 浜中町立保育所条例の制定については、平成27年4月より施行した子ども子育て支援新制度により、保育料の算定基準が所得税額から市町村民税額を用いての算定基準に変更され、本町におきましても、保育所保育料基準額表の所得階層を見直し、平成28年4月より同様の算定で賦課するものであります。また、国が多子世帯等の保育料軽減の改正及び拡充を行う予定であることから、本町におきましても保育料の負担軽減を見直し、更に子ども子育て支援事業計画に基づき、霧多布保育所において一時預かり保育を実施し、子育て家庭における子育て支援策の拡充を図るものであります。これらの改正に伴い、従来浜中町立保育所条例施行規則に規定していた、保育所保育料に保育所保育料に関する規定と、新たに実施いたします一時預かり保育の規定および関係する条文の整理を含めて従来浜中町立保育所条例を全部改正するもので、この条例の施行期日は平成28年4月1日とするものであります。

次に議案第15号 浜中町立へき地保育所条例の制定については、へき地保育所保育料に母子世帯の軽減を新たに規定し、浜中町立保育所条例同様に保育料の負担軽減

を見直し、関係する条文の整理が必要なことから、全部改正しようとするもので施行期日は平成28年4月1日とするものであります。

以上提案の以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては保育所長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） （議案第14号、議案第15号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第14号の質疑を行います。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 一時預かり保育について教えていただきたいんですけども、これは入所されていないお子さんが、緊急的というか、怪我をして急に病院に行かなければならないとかいろんなことが考えられると思うんですけども、今考えられている事案というものが何点かあれば教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 今のご質問にお答えいたします。一時預かり保育を利用するにあたっての用件は、簡単に申し上げなすと、一時的に保育が必要になったとすることですので、冠婚葬祭や、保護者の方が急に体調を崩されたときなどにも利用できます。子育てされるお母様方の育児の負担の軽減ができるようになっております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） この事業を実施するにあたっては、現在配置されている保育士以外に新たに保育士を採用することを考えているのか。それともう一点、常設保育所が2箇所あるうちの霧多布保育所に置くということですが、利用度が高いとか、どういう関係でこういう形になったかを説明いただきたい。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） お答えいたします。新年度一時預かり保育を実施するに当たりまして、霧多布保育所で実施いたしますが、一時預かり保育の方の担当保育士を1人雇用する予定でおります。それともうひとつ、霧多布保育所で実施する理由なんですが、茶内保育所におきましては児童数が増加しておりますので、霧多布保育所は定員に対して入所児童数が少なくなっておりますので、定員に余裕がありますので、余裕活用型として実施する予定でございます。それでいきますと茶内保育所は今の段階では実施できないので、霧多布保育所のみで行います。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲郎君） 参考までに、28年度で予定されている、両常設保育所の児童数っていうのが今わかるのであれば、教えていただければ。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 霧多布保育所も茶内保育所も入所の締め切りはもう終わりました。これからも応募があるのではないかと想定はしておりますが。一時締め切った段階では、茶内保育所は定員60名に対し入所60名になりました。霧多布保育所は、正確な数字は持ち合わせていなくて、その後も徐々に出てきているのですが、確か51名だったのじゃないかと思っております。すみません。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 保育所の条例改正、全部改正ということで今担当課から説明なされてわかりましたけれど、我々議員に対しても全員協議会の中で、保育所長より説明されましたけど、情報わかりやすいと言うことで、今回の保育料の軽減、これは本当に保護者の負担軽減に我が町として大きく拡大されて、本当に今後の子育て支援に対しても安心して子育てできる、町長の3本柱であります若い世代の子育て支援の充実という中で、どこの町にもない支援策が今回条例改正と同時にされました。そう言う意味で皆さんに分りやすく、現行はどうかであって、この度28年度より国も改正されて、それにあたって浜中町として、国よりもこのように所得制限なしと言う改正がされました。そう言う意味でわかりやすいと言うか、なかなか難しいですけども、情報公開ということで所長より現行はこうであって、国の改正はこうであって、そしてこれによって浜中町はそれ以上の軽減がされましたと言う、答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 今のご質問にお答えする前に先ほどの霧多布保育所の児童数は50名でした。その後、増える可能性はあると思いますが。国と浜中町が行う保育料の負担軽減の違いということでよろしかったんですね。浜中町の保育料は平成27年度、今年度まで所得税額で保育料を賦課しておりました。保育所に同時に入所している場合につき、2人目が半額、3人目が無料としておりました。それがこの度の国が行おうとしている負担軽減については、年収約360万円未満の世帯に対

して、同時に保育所に入所していない場合でも、第2子が半額で、第3子は無料としようとするものです。母子世帯等につきましても同様に、年収約360万円未満の世帯に対して、第1子から半額で、第2子以降については無料とするとしています。

本町におきましては、国と同様に年齢制限は撤廃しまして、同時入所に拘らず行うこととしていますが、年収360万円以下という制限もなくしまして、第2子半額、第3子以降の児童については無料といたします。

一人親世帯、母子世帯等につきましても同様に、第1子については半額、第2子以降の児童については無料といたします。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 大事なところが抜けていると思います。第1子の児童で小学校入学前の4歳、5歳児、これについても2分の1、半額ということの説明を受けていますから、そういう意味でわかりやすくいうと、今までは同時入所で1子、2子、3子となっていましたけど、小学校1子の方が上がったら、2子が1子になって、そういう風なカウントされましたけど、この度は国においても浜中町においても、要するに、1子、2子が小学校に入学して、3子が保育所の場合は今までは1子としてカウントされていましたが、これが3子というカウントで無料と、このようになるかと、それでよろしいか伺います。そしてひとり親については1子がもう半額と、2子はまあ、ですから4人、5人いる方は3子から保育料がっさい無料でね、茶内保育所または霧多布保育所に入所できると、本当にね国においては年収360万円未満の該当ですけれども、浜中町以外の町村は、どう進めたかわかりませんが、釧路管内でも浜中町だけが所得制限なしと言う、町長の英断の決意でね、3本柱の若い世代の子育て支援の充実ということでね、本当にすばらしい施策だと思います。そういう意味で、一昨年も質問しましたが、町長は国が責任を持って子育て支援すべきと答弁されましたけど、国は今回は年収制限をされましたけど、わが町としては年収制限なしとしていただきましたことに感謝申し上げます。1子の場合は3歳までは基準表に則って負担します。昨年負担軽減ということで、20%還付するという負担軽減策やりましたが、予算書を見ればこのまま続行のようですけど、この点明確に答弁願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 大変失礼しました。第1子の4歳児、5歳児について

の説明がもれておりました。すみません。昨年行いました20%の保育料助成については、平成28年度は保育料の負担軽減の対象にならない第1子で、3歳以下のお子さんについては助成を行います。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 2子の場合は半額の負担を被ります。それに対しての20%負担軽減はどうか、明確に。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 今申し上げましたとおり、保育料の負担軽減の対象にならない第1子の3歳以下のお子さんは20%の助成で、第2子のお子さんは半額ということになりますので、保育料の助成の対象にはなりません。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

○議長（波岡玄智君） 2番堀金議員。

○2番（堀金澄恵君） 保育所の給食の件なのですが、常設保育所は給食が出ていますが、これは保育料から捻出しているということでしょうか。まず1点、これは大きな問題になっている事なんです、へき地保育所は給食がありません、今回の改正で今言っている、第2子が半額、第3子においては無料となりますよね。そういった時に、第2子、今まではへき地保育所におりまして、そういった関係で給食がなかったと思うんですが、給食を供給して欲しいといった場合、常設に移るということは可能かどうか。第3子においても、常設にしようがへき地にしようが、とにかく給食を必要としているので、常設に移れるかどうかをお伺いします。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 常設保育所は国で言います、児童福祉法で規定されております保育所です。その国の既定の中に3歳未満児については、完全給食で、3歳以上については副食を提供することとなっています。それで保育料も国の基準に従い、国に準じて設定しています。へき地保育所については、確かに従来は給食は提供していませんでした。ただ、その点については今後検討しなければならないと思っています。

へき地保育所の入所児童が常設に移ることは可能かというご質問ですが、常設保育所に入るためには、保育を必要とする要件がありまして、それに該当する場合は入ることができます。茶内保育所におきましては児童数が増加しておりますので、もしか

すると、保護者の方にそういった希望があったとしても、まだそちらの場所に保育所がありますので、そちらを利用してもらうことになるのではないかと考えております。

○議長（波岡玄智君） 2番堀金議員。

○2番（堀金澄恵君） ぜひ、へき地保育所にも給食の検討をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 一時預かり保育についてお尋ねしますけれども、送迎については親が原則送り迎えするということではあるんですけど、緊急事態があって、親が送っていけない、逆に迎えにいけない、こういった場合の対応はどうされるのか。これが1点目で、それと利用時間については8時半から17時までと伺っていましたが、この時間内であれば利用できるということではあるんですけど、それで、1日いっぱいも利用できるし、4時間以内の単位でも利用できる。それで料金が決められているということですね。茶内常設保育所の定数は60ですが、現在、もう申し込みはオーバーしているんじゃないかと思っておりますが、実態はどうなのか。オーバーしているとすれば、今回条例改正がありましたから、定数を増やすとかね、そういうことがあっても良かったんじゃないかと思っておりますが、その辺をお知らせいただきたいと思っております。

それと、保育料の関係についてちょっと分らないんで教えていただきたいんですけど、第1子の年齢に関係なく、第2子が半額、第3子が無料ということなんですけど、それと就学前の2年間は4歳児、5歳児においても第1子は半額とすると、これはへき地保育所においても同様の扱い、ここまでは分かるけれど、例えばね、2人、3人の子を持つ父子世帯に、中学生の子を持つ母子世帯が入った場合、中学生を第1子とカウントして、父子世帯の子は第2子半額、以降無料、免除になると理解してよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） ご質問にお答えいたします。1点目の保護者の方が緊急事態等で送迎ができない場合の対応ですが、事前に「誰々が行けないので、代わりに誰々が行きます」という、はっきりと明確に伝わっていれば、対応することはできます。突然何も連絡がなくという風になると、ちょっと困りますが連絡があれば対応いたします。

一時預かり保育の利用時間については、8時半から5時までの範囲の中で利用して

いただくことができます。例えば一時預かり、朝からではなく10時から2時っていう風になりますと、4時間までの時間でお支払い頂くことになります。

それと茶内保育所ですが、今現状、定員が増加傾向にあるっていうことで、この度の改正で見直すことは考えていなかったのですか、というご質問に対してなのですが、保育所の入所の円滑な利用につきまして、定員が60名ですと（入所できるのは）60名なんですけど、どうしても緊急的に保育を必要とする人が出た場合には、60名超えても柔軟な受け入れをして下さいというものがありますので、その中でまだ対応できる範囲と考えまして、この度の改正では定員は変更しませんでした。

最後の質問の、父子世帯の所にお子さんを連れていらっしゃって、結婚したということになりますと、母子世帯等ではないので、その世帯について2子から半額、3子から無料ということになります。世帯ということで大丈夫です。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 大変詳しく教えていただきました。特に最後の部分については判断に難しいところなんですよ。ですから父子家庭であっても、母子家庭であっても、逆の場合があつてですね、子連れで来た方をカウントするかしないかっていう部分っていうのはたぶん多くの方が分からないだろうと思います。そういった意味では、関係なく第1子なり、その家族の一員として捉えるっていうことで理解いたしました。

定数なんですけど、現実的に今回茶内保育所では何人の申し込みがあつたんでしょうか。本当に定数内の60名で収まっているっていうんであればあれなんですけど、60名の定数で抑えて柔軟な対応ができるっていうことであれば、実際には65名とかという形の数字がでてくると思うんですけど、実態はどうかその辺再度教えてください。

送迎の関係なんですけど、事前に申し込みが必要だというのは分りますが、その場合、事前に申し込んだ上で、朝預け場合として、その間事故などがあつて迎えにいけない場合だつてありますよね。そういった場合どうするのっていう話なんで、その場合保育所の方で責任持って親族に連絡取ったりしながら送り届けるっていうサービスがあつてもいいのかなって思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） ご質問にお答えいたします。平成28年度の保育所の入所の募集を行いましたところ、4月当初の入所希望者は61名いました。1名の方が

入所申し込みを受けた時も悩んでいらっしゃいましたので、確認しましたところ、4月当初すぐじゃなくても良いという意見も頂きましたので、待っていただいた所です。それと、60名を選考した後に1名の方から申し込みがありました。その方については、第2希望として霧多布保育所を希望されていたので、保護者の方に、4月当初は今一杯なんですけどという確認をしましたら、昆布時期はこちらに来るので第2希望の霧多布保育所でも良いというお返事を頂きましたので、そういう風にしております。その後につきましては、それから転勤とかありまして、もしかすると減少するって事もあるかなって思っています。

それと2点目の質問ですけど、緊急時についてのお話ですが、その点については柔軟な対応はできると思います。例えば保護者の方が電話できるのであれば電話頂いて、電話できないのであれば、保育所としてそういう把握ができましたら、家族の方に連絡を取って来るまでお預かりするとか色々な方法があると思いますので、柔軟に対応していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 良く分かりました。あと1点だけ。定数の関係ですけれども、人口推計とか、そと町長が子育て支援の施策をどんどん出してきてますから、結構子どもが増えてくるじゃないかと想定されます。そういう意味で行くと、今の60って言う定数はいずれ増やすっていうことを考えなきゃならないって思いますけれど、どの位増えたら、オーバーになったら提案するつもりでいるのか、最後にその辺だけお聞きします。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 今のご質問、保育所の定数についてお答えしたいと思えます。議員仰るとおり、児童数は増加傾向にありますので、このままで行きますと60名は年度の途中で超えることが想定されます。年度の途中で超える場合には、施設の規模が子ども1人あたり、例えば3歳以上の子どもについては、1人あたり1.98㎡とか、そういう基準がありますので、その基準の中であれば、120%まで柔軟に受け入れる事がっていう事がありましたので、今の所はそういう風にしておりました。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 一点質問いたします。保育料の軽減対策。保護者にとっては非常に嬉しい話だと思いますけど、これまで保育所の有り方について色々検討がされて

きまして、私も以前申し上げたことが有るんですけど、人口減に伴って保育所が統合されてきています、それに伴って親の送迎負担が非常に重たくなってきております。特に農家方面では作業時間と重なるということで、先の総合戦略の聞き取り調査の中でも、そういった意見が出たかと思えますけど、今回の条例改正の中で、こういった送迎負担というものの軽減対策について検討をされて来なかったのか。もし、されていないとすれば、検討する予定はないのか。理事者の考え方を伺っておきたい。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 現在のところ、茶内保育所、霧多布保育所におきましても、遠方から10キロ以上かけてお子さんを送迎されている方はいらっしゃいます。その点については考えていかなければいけないと思っております。

この度の保育料の改正に伴いましては、遠距離の方の送迎負担の軽減の事については、入れてはいませんでしたが、保育料を軽減することにより、送迎にかかっていたものが、少しは軽減されるのかなって思いもあります。

今後につきましては、最終的な保育所の配置数はまだ出ていませんのが、負担軽減のことも含めてしっかり考えて行きたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 送迎の問題ですけど、現場の所長の答弁の通りで、そのことを含め、検討してまいりたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 検討するという事ですから、それに期待したいと思いますが、ただ今、保育料の軽減がその負担軽減に繋がっているとの事ですが、お金の面では確かにそうですが、長い時間をかけて送迎をしなければならないという、労力的な負担が大きいわけです。そういった面も考えながら今後の検討課題としていただきたい。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 保護者の負担軽減には色々な方法があると思っております。今、議員さんが仰ったように時間の軽減をするためには、保育料の軽減では出来ない事だと思っております。保育所の子もたちの送迎負担軽減を考えるとときには、子どもの事を考えての負担軽減と、就労される保護者の方の負担軽減と、どちらもしっかり考えていかなければいけないと思っております。あくまで保育料の軽減は、送迎の時間の軽減にはならないと思っておりますので、その点についてはしっかり考えていき

たいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 7番三上議員。

○7番（三上浅雄君） 先ほど10番議員からも質問のあった一時預かりですよね。これは常設の霧多布保育所のみと言う事ですよね。その理由が霧多布保育所の定員に満たないから一時預かりができる。茶内保育所は今、9番議員からもご指摘あったように、60名の定員だったが、そして今まさに定員が増えていると。そういう状態で定員数を増やさなければいつまでたっても定員満度だから一時預かりが出来ない。霧多布常設保育所も茶内常設保育所も人口比率はたいして変わらない訳で、一時預かりをする理由の中にも、冠婚葬祭、急病の場合に対してと言う理由で一時預かりをするのであれば、これは同様に扱わなければならないと思うんですけど、ここは町長にお願いします。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 浜中町子ども子育て支援事業計画の中で平成28年度におきまして、1カ所という風に位置づけられております。ただ計画は色々見直しをしていくこととなりますので、どの位の利用度があるかを見ながら必要に応じて対応していくこととなります。

○議長（波岡玄智君） 7番三上議員。

○7番（三上浅雄君） 28年度は計画が1件しかなかった。という答弁ですよね。来年、再来年は検討していくと言う事で理解してよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（山口ひとみ君） 説明が足りませんでした。子ども子育て支援事業計画は5年間の計画となりますので、平成31年までは一時預かり保育は1カ所という計画にはなっております。ただ、実際の利用度によって見直しをする事は可能です。

○議長（波岡玄智君） 7番三上議員。

○7番（三上浅雄君） 見直す事は可能と言うのは理解出来ます。けれども住民感情から言えば、霧多布保育所だけ、5カ年で1カ所しか設けない計画だから1カ所ですよ。利用度によっては考えます。それも良いんですけど、やっぱり住民感情からいけば、どうしても茶内だ、霧多布だと言う住民感情が出て来るんだと思います。そういう中で、必要度合に応じてと言いますが、必要度合は茶内も霧多布も同じだと思います。そういう意味では変更出来るのであれば2カ所に、5カ年でありますからね、す

ぐに見直すと言う事にならないのであれば、ここは真剣に考えなければならないのかなど。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今回の提案は条例改正関係でありますけど、今年1月、2月、3月含めて保育所との関係の協議に相当時間を要しました。町長室で相当時間を要して、やっところまで来て、今回の提案になったと思っています。そう言うことからすると、今まで、あまり保育所との協議はあまり無かったですけど、今言われた事、定員の事も含めてですね、保育所長も言ってますけど、十分協議して、私どもも協議して、人数のことについては次年度含めてしっかり検討して、変えられる物であれば変えて行くと、そのような措置を今後執って行きたいとそのように考えております。

○議長（波岡玄智君） 7番三上議員。

○7番（三上浅雄君） 分かりました。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第15号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第14号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第16号 浜中町子ども医療費助成に関する条例の制定について

◎日程第7 議案第17号 浜中町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第8 議案第18号 浜中町精神障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第16号、日程第7 議案第17号及び日程第8 議案第18を一括議題とします

本案について、提案に説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第16号浜中町子ども医療費助成に関する条例の制定について、議案第17号浜中町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号浜中町精神障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、いずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、現在当町で実施しております、中学生までの医療費の無料化について、子育て世帯の負担軽減対策の更なる充実を図るため、高校生世代まで制度を拡大するもので、議案第16号では浜中町乳幼児等医療費助成に関する条例を全部改正し、浜中町子ども医療費助成に関する条例を制定するものであります。この新条例の概要を申し上げますと、第1条では目的として、子どもの医療費を助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進するとともに、子育て世帯の負担を軽減し、安心して子育てできる環境の充実を図るとしております。第2条には、この条例に規定する用語の定義として、「子ども」とは、満18歳に達する日(誕生日の前日)

の以後の最初の3月31日までと規定しております。第3条には受給資格者について、除外規定として、所得税法第2条に規定する扶養親族に該当しない者、婚姻されている者などを除くものとし、第4条から第9条には、受給者の認定、基本利用料の助成額、助成の範囲、助成申請及び申請期間、届出の義務、助成金の返還について、それぞれ定め、第10条には、規則への委任について、規定しております。

附則として、第1項では、施行期日について、この条例は、平成28年4月1日から施行し、ただし第4項の規定については、公布の日から施行すると規定しております。第2項では、経過措置について、この条例の施行前の医療費の助成については、なお従前の例によるとしております。第3項では、浜中町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例に関し引用条文を改正し、第4項では、準備行為について、条例の施行日前に必要な認定申請などの手続きが行うことができると規定しております。

また、この条例の制定に伴い、関連条例の一部改正が必要となります。

議案第17号、「浜中町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」の一部改正では、第4条第1項ただし書中「15歳」を「18歳」に改めるほか文言整理を行うものです。

議案第18号、「浜中町精神障がい者医療費の助成に関する条例」の一部改正では、第3条の引用条文とその他条文の文言整理を行うものです。

関連条例は、いずれも平成28年4月1日施行し、この条例の施行前の医療費の助成については、なお従前の例によるとしております。

以上、議案第16号、議案第17号、議案第18号について、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださるようお願い致します。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第16号の質疑を行います。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） この条例は今まで中学生までの助成でしたが、高校卒業までと言うことで、しかもその内容については中学生が今まで受けたものと、全く同じ内容と言うことで、高校卒業まで行くと言う事で、本当に子育てにとってはありがたい施策、制度だと思いますし、町民もこの事については皆さん良かったと歓迎しております。それでお聞きしたいのですが、道内情勢として、ここ2、3年で今まで小学校までだった

助成が中学校まで伸びてきまして、今回私たちの町が高校までになるまでに、希望するまでに相当の数の市町村でそれを認めてきてるとゆうような事で、3月議会でそういうものが提案されてもう決まっている事とか、そういう市町村も含めて、中学校まで助成がなされた、市町村はいくつあるのか。それから、高校まで助成する市町村がいくつあるのかですね、その辺の状況をお知らせ願いたい。これがひとつです。

それから、高校生ですから、ほとんど親から独立して病院に保険証をそれぞれ持って行くんですが、私そのものを見たことは具体的に無いんですよ。もし、釧路に出た子どもが釧路のどこの病院に掛かっても、保険対応になる治療が該当になると言う事なんですけども、病院で本人に確かめなくても、ここは乳幼児医療費無料なんで、お金は自分たちのほうで処理しておきます。と言う風に言われると思うんですが、保険証を見せるだけで無料化された町であることが分かる状況を示して頂きたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 1点目の道内の助成の状況ですが、平成27年4月1日現在のお話をさせていただきます。道の事業につきまして補助対象になっているのは小学生までとなっております。それを各町村子育て支援と言うことで拡大しているところですけど、昨年4月1日現在では中学生まで拡大しているのが、75市町村、高校生まで拡大しているのが28市町村、22歳まで、要するに大学生まで拡大しているのが1町村。全部で104市町村で拡大しております。内容は様々で本町のように全額助成とか、所得の状況によって住民税課税世帯については1割負担とか、入院しかやってないとか、色々差があるのも事実です。条例としてはそういう形で拡大しておりますが、やり方として管内でも、標茶さんとか弟子屈さんとかでやっているんですが、本来の条例ではなく別な形ですね。領収書を持ってきて貰って、それをポイント化して町内での買い物に利用できる形をとっています。町内の消費に回して貰おうと、これは別な側面ですね。うちは窓口で直接自己負担しなくても良い、家計への負担の軽減と言う視点でやらせて頂いています。

2点目ですね。高校生位になると1人でいく場合もあると思いますけど、4月から子ども医療費用の受給者証が出ますが、それと保険証を持っていって頂ければ窓口負担は無し、と言う事で書いてます。これについては条例可決後、医師会並びに管内医療機関に浜中町高校生まで拡大しましたよと言うお知らせを出す予定でいます。保険対象になっている部分については大丈夫です。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） そうゆう制度が、出来てる所って言うのは、27年の4月1日です。それ以降相当動きが出て、28年の4月1日になったら全道でも数が出てきて、と思います。そうゆう住民の意向でもって、乳幼児医療費の無料化がどんどん進んで、行っているんですけど、該当する自治体にとっては相当大きな負担それをもってですね、あれを削り、これを削りと、相当苦労しながら住民要望を成し遂げてきたと思うんです。そうゆう動きの中で、乳幼児医療費の無料化を中学校まで、全国北海道から沖縄まで、無料にしてはどうかと言う声が全国的に出ているので、そうなってくればありがたいなと思う訳ですけど、そうゆう情報はこの町の担当者として受けているものなので、よろしく。

それからもう1点ですが、乳幼児医療費の無料化って言う事で進んで来ているんですけど、私先ほど、保険に該当するかしらないか、病院に掛かっているから、該当するんじゃないかって、勘違いしている部分もあるんですけどね、それで保険に該当しないもの、主なものを示していただければ、住民に説明するときも助かると思うので、その2点お願いします。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 経費の負担については、当町でも当初予算の際に説明させていただきますけど、高校生拡大分で240万円と、今までの中学生までの分を含めたものが、1千448万4千円となっています。それと北海道基準の分が736万8千円です。合わせて今回、2千425万2千円計上させて貰っています。町村で拡大している分は、中と高の分なんで、1千688万4千円、これが町村で拡大している分です。小学生の分は一部負担金ありますが、その分も助成しています。ですから北海道基準からいきますと、700万円しか無いですから2倍以上の分を町村の方で拡大している状況です。

全国的な状況なんですけど、やはり地域差で子どもの医療の状況が変っています。都道府県によっては、中学生まで拡大しているところと、高までやっている県もあります。一部負担金はありますが、子育て支援と言うことで、国は取り組んでますが、厚労省の中で去年あたりから、子どもの医療のありかた検討委員会と言うものを作っています。負担のありかたについて議論しています。その中で全国知事会とか、町村の代表の方とか、保健師さんとか入っています。安心して医療に掛かれるって言う部分では、そういった部分も必要ではないかと。無料になれば多受診とかコンビに受診とか色々議論されて

いる所です。いずれ自治体の中では国が責任を持ってやるべきだと言う声が多数であります。

2点目の保険対象外の部分ですけど、一般的医療保険の対象の部分で言うと診療費、薬代とかになりますけど、対象外の部分について具体的に言いますと、入院したときの食事代、差額ベッド代、文書料、薬の容器代、予防接種だとかそういったものが対象になりません。これらが窓口で負担を頂くものとなります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第17号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第18号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第16号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第19号 浜中町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第19号議題とします

本案について、提案に説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第19号浜中町新規就農者誘致条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。この度の改正は、農地中間管理事業の推進に関する法律の制定、農業経営基盤強化促進法の改正及び畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の施行に伴い、新規就農者への奨励金について支援対象事業を追加するものであります。

改正の内容でございますが、第6条の奨励金等に新たな事業として、「農地中間管理事業」、「農地利用集積円滑化事業」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を追加するものでございます。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから、議案第19号の質疑を行います。

○議長(波岡玄智君) 1 番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 新規就農者の誘致条例の一部の改正と言う事で、8点ばかり該当するものがありまして、それに対する賃貸契約を締結している期間、原則5年以内に対する賃貸料の2分の1を奨励金って言う事なんですけど、これが今まではどうゆう奨励金であって、今回からこうゆう奨励金になった理由は何なのと言う事で説明願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） ただいまご質問にありました、今回の条例改正については、今までの2分の1の支援に加えて、新たにこの3事業を加えさせていただいたと言うことになります。例えて言いますと、改正前の公社営、農場リース事業こう言った今まで受けているものに加えてと言うことになりますので、今回新たに3事業の改正と言うことになります。

改正となった理由と言う事ですが、提案説明の中にありましたように、農地中間管理事業、これに関し新たに制定された法律に基づいた、農地の貸し借り、これに基づく所の新規就農者へのこの事業を使った新たに農地を貸し付けた場合に、貸付料の2分の1の支援交付金を適用させると言う事が1つにあります。農地利用集積円滑化事業、これにつきましては農業経営基盤強化法、これが改正になりまして、これに伴いまして浜中町農業経営基盤強化基本構想、この中に新たに農地利用集積円滑化事業に関する規定、これを持ちましてこの中で農地の利用跡地の活用ですとか、そういった事をこの基本構想の中で指定する団体、当町の場合は浜中町農業協同組合、ここが農地集積円滑化の事業を担う団体、と言う事でここから離農者からの農用地の買い入れを行ったものを新規就農者に貸し付けると言う様な事業が使われた場合の、その賃貸料の2分の1を適用すると言うことが2つ目となります。それから畜産酪農収益力強化対策事業、具体的名称を申し上げますと畜産クラスター事業これによりまして、施設、農業用に要する機械、それから乳牛、こう言ったものをこの事業を使いながら導入、あるいは施設整備した場合のそれに対する2分の1の支援、と言う事で、大きくこの3つの制度が新たに制定された、改正された。そう言った中で利用される方々の新規就農者に対しての支援と言う事で、新たに3事業追加させていただいたと言う事になっております。

○議長（波岡玄智君） 1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） ニュース等でみますと、企業の参入と言う事で、企業が農地

を買い取ることができる、その場合に2分の1以下の補助であったものが、そういう事で農地が農民から企業に渡ると言う様な制度とこれは違うのかどうか。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 議員が仰られたものに関しましては、俗に言うこれから農業を営もうとする法人の関係で、もし農業を営むときの農地の取得する、ある一定程度の制限がされていまして、現状の企業が参入できる、あるいは農地を保有または借り入れできると言うのは2分の1以下で現在、農用地を利用して法人が農業経営を営むと言う時にはそういった農地の制限と言う事での2分の1以下と言うのはありますけど、今回の制度改正の部分とは直接、関わってこない部分と言う事で、現状の制度としてはそういうことであります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、議案第19号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第20号 浜中町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の
制定について

◎日程第11 議案第21号 浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制
定について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第20号及び日程第11 議案第21号を一
括議題とします

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第20号「浜中町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第21号「浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」は、いずれも関連がありますので、一括で提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一部改正は、使用者の利便性向上のため料金算定月の変更を行うもので、これにより、今まで検針月の標記で、翌月に決定と請求を行っていたことから利用者に混乱が生じておりましたが、納入通知書発行月と同月に標記を改めることにより、利用者にとって水道使用料支払月と納入通知書の標記が同じなり、より解りやすく利便性を図ろうとするものであります。併せて、条文中の文言整理を行なうものであります。

また、施行期日につきましては、本条例附則第2条で規定する改正を除き、平成28年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第20号の質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第21号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、議案第20号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第21号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第20号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第22号 浜中町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

○議長(波岡玄智君) 日程第12 議案第22号を議題とします

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第22号「浜中町過疎地域自立促進市町村計画の策定について」提案の理由をご説明申し上げます。

過疎対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に至るまで、約45年にわたり特別措置が講じられてきました。

平成22年4月1日に施行された「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」の施行により、失効期限が平成27年度末まで6年間延長されたところであります。

しかし、平成23年3月11日の東日本大震災の影響で過疎対策事業の大幅な遅延が想定され、この自立促進法の期限内にて計画的に施策を展開することが困難な状況が生じていたことから、被災市町村等から法の期限延長を求める強い要望もあり、平成24年6月「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、自立促進法の期限が平成32年度末まで延長されることとなりました。

その後、平成25年には、平成22年の自立促進法改正から3年を経た検討結果、さらには平成22年国勢調査の結果を受け、この調査結果を反映した過疎地域の要件の追加や過疎対策事業債の対象拡大等を反映した「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が、平成26年4月1日に施行されております。

本町は平成9年度より過疎指定を受け、「浜中町過疎地域活性化計画」及び「浜中町過疎地域自立促進市町村計画」を策定し、過疎地域自立促進に向け、施策を講じてまいりました。

現在の「浜中町過疎地域自立促進市町村計画」の計画期間が今年度末で終了することから、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」に基づき、平成28年度から平成32年度までの計画を策定するものであります。

なお、市町村の計画は「過疎地域自立促進特別措置法」第6条第1項の規定により、議会の議決を得て策定することとされております。

新たな計画の策定にあたっては、「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」との整合性を図りつつ、各分野における現況と問題点、その対策と事業計画について、担当課と十分な協議、検討を重ねてまいりました。そして、主に第5期総合計画に位置づけするものを基本に、本町の自立促進につながる事業を本計画に盛り込んだところであります。

計画の概要を申し上げますと、1つ目として「大地に根ざし海を拓く活力豊かなまちづくり」、2つ目として「災害に強い自然と調和した安心安全な住みよいまちづくり」、3つ目として「健康と福祉が充実したまちづくり」、4つ目として、生涯にわたり輝き、未来を創造する人づくり」、5つ目として「町民と行政が一体となった協働のまちづくり」、以上を柱に、産業の振興、交通通信体制の整備・情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健・福祉の向上及び推進、医療の確保、教育・文化の振興等、各分野において本町が抱えている様々な課題解決を図るため、本計画に基づき個性豊かな地域づくりを推進し、自立促進を目指すものであります。

この計画につきましては、平成28年2月19日付けで北海道知事との協議も整っております。

計画の詳細につきましては、企画財政課長より説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第22号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第22号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第22号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第23号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第23号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第23号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」提案の理由をご説明申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員は、霧多布の「松村嗣弥氏」、散布の「加藤俊美氏」、茶内の「田中裕作氏」の3名であります。

松村氏は、平成28年4月4日で任期満了となります。

同氏は、平成25年から固定資産評価審査委員会委員として、公正な判断力と固定資産に精通していることから、固定資産評価審査委員会委員として最適任でありますので、引き続き選任いたしたく、ここに地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

なお、任期は平成28年4月5日から平成31年4月4日までの3年間となります

ので、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

従って本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、議案第23号の採決をします。

お諮りします。

本案は、選任に同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、選任に同意することに決定しました。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩午後 12時 2分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第24号平成28年度浜中町一般会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第14 議案第24号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第24号「平成28年度浜中町一般会計予算」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

予算の総額は、63億1,982万円と定め、前年当初より、2.4%、1億4,934万2千円の増額となります。

平成28年度予算につきましても、前年度までと同様にまちづくりの基本姿勢である「地場産業の振興を柱に、町民と行政が共に進める協働のまちづくり」の実現に向け編成したところであり、大変厳しい地域経済と町財政ではありますが、「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」を指針として、町民福祉の向上と活力ある地域社会づくりに向け、諸施策を推進してまいります。

本年度予算の特色につきましても、主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費で、公の集会施設維持管理に要する経費で「公の集会施設改修工事」として漁村センターの改修工事費1億3,000万円、

地方バス路線に要する経費で「地方バス路線維持対策補助」1,901万5千円、

地域住民生活等緊急支援事業に要する経費で「浜中町創生総合戦略」経費1,720万6千円。

3款民生費では、臨時福祉給付金交付に要する経費で、臨時福祉給付金2,175万円子ども医療費助成に要する経費で、今年度から新たに医療費の無料化を高校生までに拡大したことによる240万円を含め、子ども医療費扶助費2,425万2千円、社会福祉法人浜中福祉会に要する経費で、今年度から老朽化した施設の改修及び施設備品の更新について補助することとし、総額で2,492万1千円、児童手当支給に要する経費9,854万5千円、

4款衛生費では、広域救急医療対策に要する経費で、厚岸町との協定により夜間休日の救急医療体制を確保するため「厚岸郡広域救急医療体制負担金」1,202万円、じん芥処理に要する経費で、「清掃車両購入」1,970万円

5款農林水産業費、1項農業費では、その他農業行政事務に要する経費で、「6次産業化ネットワークづくり支援事業補助」2,100万円、農業基盤整備に要する経費で、「浜中姉別地区道営農道整備事業負担金」1,561万5千円、新規就農者育成対策に要する経費で、「新規就農者誘致事業補助」4,809万3千円、公社営畜産基盤再編総合整備に要する経費で「公社営畜産基盤再編総合整備事業基本施設委託料」3,990万円、2項林業費では、町有林整備事業に要する経費で、「拡大造林事業委託料」など2,916万円、有害鳥獣被害対策に要する経費で、「エゾシカ等有害駆除委託料」1,020万円、3項水産業費では、水産振興に要する経費で、「新川船揚場整備工事測量設計委託料」472万円、栽培漁業に要する経費で、「水産多面的機能発揮対策支援事業負担金」1,294万5千円、漁港整備に要する経費で、継続事業であります「丸

山散布物揚場整備工事」6,550万円、散布漁港・浜中漁港奔幌戸地区の両港の整備に係る地元負担金593万3千円、港湾整備事業に要する経費で、「国直轄港湾整備事業管理者負担金」3,480万円、海岸整備事業に要する経費で、「霧多布港海岸防潮堤嵩上改良実施設計委託料」3,050千円を計上、

6款商工費では、商工行政に要する経費で、「町商工会補助」1,430万円を計上したほか、「ルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費」922万2千円。

7款土木費では、町道維持管理に要する経費で、「町道維持業務委託料」4,500万円、「町道除雪業務委託料」4,000万円、「町道維持補修工事」4,000万円。

8款消防費では、防災行政無線に要する経費で、「防災行政無線デジタル化工事」7,852万5千円。

9款教育費では、小学校管理運営に要する経費で、校舎等補修工事として散布小学校教員住宅改修工事1,041万1千円、小学校遊具改修工事1,453万9千円、中学校管理運営に要する経費で、校舎等補修工事として学校施設天井等落下防止対策工事319万7千円、霧多布中学校オイルタンクライニング工事413万1千円、高校管理運営に要する経費で、校舎等補修工事として学校施設天井等落下防止対策工事373万7千円、総合文化センター管理運営に要する経費で、図書室の建具を改修するため「文化センター改修工事」2,251万円、大規模運動公園管理運営に要する経費で、「総合体育館改修工事」1,327万円を計上したほか、給食センターに要する経費では、本年度より継続費により着工予定の「学校給食センター改築工事」6,450万1千円を計上。

10款公債費は、9億1,588万7千円、

11款給与費は、12億6,272万2千円を計上しております。

なお、各特別会計への繰出金につきましては、国保会計に6,803万7千円、後期高齢者会計に2,178万8千円、介護保険会計に6,201万7千円、診療所会計に1億4,740万9千円、下水道会計に3億1,789万4千円、水道事業会計に6,089万5千円、合計6億7,804万円となっております。

一方、これら歳出に要する財源につきましては、地方財政計画で示された伸び率等を勘案し、地方交付税は前年当初より9,000万円増の34億7,000万円、地方譲与税は570万円減の1億710万円、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金は20万円減の410万円、地方消費税交付金は、4,300万円増の1億3,3

00万円、自動車取得税交付金は前年同額の2,000万円を計上、地方特例交付金は70万円増の200万円、これらは歳入総額の59.1%を占めております。

また、町税は、現在所得申告をとりまとめ中ではありますが、前年度最終見込みを基に全体で3,243万8千円、5.1%増の6億7,165万2千円で、歳入総額の10.6%を占めております。

国・道支出金は417万7千円増の6億7,382万8千円、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入は合計で3,578万6千円減の2億5,852万8千円、寄附金は、ふるさと納税の前年度実績見込みを勘案し、2,303万円、繰入金は、7,778万6千円減の6,400万1千円、諸収入は3,214万9千円増の1億6,194万1千円、町債につきましては、4,655万円増の7億2,923万円で、このうち建設事業等に係る借入額は4億2,190万円となっております。

また、今年度の予算編成にあたっては、前年度と同様に留保財源を最小限に留め、特に地方交付税は、できる限りの予算措置とさせていただいき、前年度まで続いておりました財政調整基金繰入金の計上をせず、基本的には年度間予算として執行する所存であります。

一般的な財政状況といたしましては、依然として人件費・公債費が高水準であること、高齢化等により扶助費が増加傾向にあるなど、今後も厳しい財政運営が続くことが予想されることから、財源の見通しを見極めた事業の執行と経常経費の節減に努めてまいります。

次に「第2表継続費」につきましては、本年度着工予定の学校給食センター改築工事について、その工事が長期間を要し年度内で完了しないことから、平成28年度及び29年度の2か年による継続費として予算を計上しようとするものであり、「第3表債務負担行為」につきましては、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡代金の支払契約に係るもので、期間は平成29年度から平成32年度までとし、限度額は購入価格1,234万1千円に対する利率2.0%の年賦金の合計額に相当する額から平成28年度の年賦金を控除した額で設定しようとするもの、及び、学校給食センターの建設に伴う厨房機器購入代金の支払契約に係るもので、平成28年度において契約する予定額1億4,320万8千円を平成29年度において支払おうとするものであります。

「第4表地方債」につきましては、本年度、地方債を財源とする各事業の借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めようとするものであります。

以上、議案第24号について、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第24号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 議案第24号の補足説明中ですが、この際、暫時休憩いたします。

（休憩午後 12時 2分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます

日程第14 議案第24号の補足説明を続けます。

企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第24号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第24号の質疑を行います。質疑の都合上、歳出36ページ第1款より順次行います。

○議長（波岡玄智君） 第1款議会費の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に第2款総務費の質疑を行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 数点に渡ってお聞きしたいと思います。まず、45ページその他一般行政に要する経費で報償費のふるさと納税お礼品で1,000万円をみておりますけれども、これの本年度、現時点でわかれば実績をおしえていただきたいと思います。

それと51ページ公の集会施設保守点検委託料ですが、先ほどの説明では、よく聞きとれなかったのですが、灯油の配管関係で200万円の部分を詳しくおしえていただきたいと思います。

それから、公の集会施設の改修工事請負費、漁村センターですが、これも全面改修という事で、これについては外壁、屋根を含め全部だと思っておりますが、和室の改修も含めて全面的に見直すのかどうか、その内容を詳しくおしえていただければと思います。今の

漁村センターについては、1億3,000万円の事業費です。それから、55ページの工事請負費の建物解体恵茶人の集会場322万の発注は、いつになるのか、これは失業対策事業を含めてですから、たぶん秋頃になるのかなと思いますが、この発注時期をおしえて下さい。

75ページ、委託料ですけれども賦課徴収事務に要する経費の今年は、評価替えの時期だという事であれば理解できるのですが、その辺は聞いておりませんでしたので、固定資産評価業務委託料60万5,000円と不動産鑑定評価委託料の内訳をおしえて下さい。

それと79ページ旅券発行事務に要する経費の委託料でパスポートの発行ですけれども、25年が51件、26年が52件までは、おさえたのですが27年がいくらで、28年は何件を予定しての予算か、をおしえていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。歳出45ページふるさと納税の関係でございます。平成27年度の実績でございますが、2月末現在で、納税額1,745万円となっております。それに伴いましてのお礼品ですから、その半分で870万円程度という事になっております。つきましての51ページの公の集会施設保守点検委託料200万円でございます。これにつきましては、昨年暮れに勤労青少年ホームの灯油漏れが発見されました。それを受けまして、町内の公の集会施設を古い施設から順番に灯油の配管をこの予算の中で点検する為の予算計上でございます。それと漁村センターの関係でございます。この建物ですけれども昭和55年3月建築、それと昭和61年に一部屋内の暖房設備の改修をしてございます。それと平成20年に水洗化工事をやってございます。その後は特に、あまり費用もかける事なく、現在まできております。その中で今回、全面的に改修しようという事で、補修、外壁塗装、集会施設については、今、温風暖房ですけれども、遠赤外にしようという事です。それと床も調理室についても一部調理台を低くするという事になります。それと和室においては、今、2つあり、襖で仕切っていて、欄間がついており、それを外してアコーディオンカーテンで仕切り、それと畳についても表替えをしようと考えております。

それと、55ページの建物解体工事の発注時期ですけれども実は、この敷地は個人の方から借り受けしておりますので、議員おっしゃるとおり冬期間の失業対策という事もありますけれども、地主さん事もありますので、時期については、今答える事ができま

せんが、早目にやりたいと思っています。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 先程の質問についてですが、固定資産評価業務委託料と不動産鑑定評価委託料の関係なんですけど評価替えによるものです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 79ページの旅券発行事務に要する経費の委託料の関係です。まず、パスポートの発行件数ですけれども、27年につきましては33件という形になっております。この委託料の中身ですけれども、歳出の部分については補修料の3万3,000円です。これは、道から委託という形で、発行事務を受けております。それで見込んでいるのは、歳入の方には委託料であるのですが、一応50件という形で組まさせていただきます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 聞いた事については、ほとんどお伺いをしました。それでふるさと納税ですけれども、返礼品については、半分ですから870万円くらいという事になるんですね。これについてのPRの仕方は、寄附をしていただく多くの方にこれから求められてくる訳ですけれども、どのようなスタンスで望むのか、PRの仕方を再度お聞きしたいと思います。

それから、公の集会施設の関係ですけれども、灯油の総点検をするという事でわかりましたが大事な事なので全施設28か所あると思うのですが何施設を今回、やる予定なのか改めておしえて下さい。

それから漁村センターの全面改修ですけれども、屋根、外壁、暖房、調理室、和室はアコーディオンカーテン式にして畳の表替えもするという事ですが、この工期は、いつ頃発注していつ終わる予定なのか、この事について、おしえて下さい。

それから55ページの恵茶人集会場の解体ですけれども、民有地に建っているとすれば、早く解体した方がいいと思いますので行って下さい。

75ページについては、評価替えという事で必要な事ですので、分かりました。

旅券についても分かりました。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） PRでございます。今、新年度に向けてふるさとチョイスというリンクに開始しているのですが、新たに加入する農協さんが新たな取り組みをし

てございます。寄附も金額の大きな寄附を期待するような形で行っております。今までは、1回の寄付で1回の返礼品という事だったのですが、ふるさと納税をしていただける方についての受付、返礼品もしていくというふうにしてございます。それと公の集会施設の灯油の配管の点検でございますが、何施設という事では、今のところ何箇所行うとかは、しておりませんが、とりあえず、200万円の予算の中でどの様な形でどこまで出来るのか、どのような方法でいいのかも、これから考えながらやっていきますので、ご理解願いたいと思います。

それと漁村センターですが、先程、改修内容を言いましたが、内壁も回修するというふうになってございます。工期ですが、予算1億3,000万円という事ですが、工期的には、6月から7月を予定してございます。議会案件になりますので、入札後、議会の承認を得てから発注して工事が始まるという事でございますので、まずは、6か月間から7か月の工期をみております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） ふるさと納税の関係ですけれども、ふるさとチョイスに、もう既に参加していると思うので、それでPRをしていくんでしょうけれども、これに返礼品の産品は前回聞いたような気もするのですが、何社に対して、返礼品を要請していくのか、結構多かったと思うんですけれども、数は更に6次加工化とかもありますから、増えた都度、増やしていきPRをするという努力をぜひ、していただきたいというふうに思ってます。今現在何社にお願いしているのか確認の意味でおしえていただきたいと思います。

それから、灯油の点検についての配管点検は、予算の範囲で行うという事ですので、実際やってみなければ分からない部分がありますから、この28施設全部は、予算で出来ないのかもしれないですけれども、もし、財政事情が許すのであれば補正でも1回やれる所までやってみて、補正を組んで不足分をやるという方法もあると思いますのでそれはぜひ、早目に検討してやっていただければと思います。

それから漁村センターの改修ですけれども、工期が6ヶ月間から7か月というような話なんです。この間、葬儀とか、この会場は色々な意味で使われていますが、その場合どういう施設を使うのか、その辺の工期が決まった段階で散布地区の住民に対してどのような対処をしていくのか、その辺が大事な部分だなと思いますので、その辺をお知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） ふるさと納税の町内業者は今、10社にお願いしてございます。そして新たな取り組みという事での関係ですけれども各社へ訪問して新しい取り組みについての説明もしてますので、増えるかもしれませんし、お断りされる事があるかもしれませんが、今のところ10社という事になってございます。

それと漁村センターですが、実は先日、7日に火散布自治会の役員さんとお話をする機会がありました。工期が長くなりますので、その間漁村センタは使用出来なくなりますという事を伝えました。地元の方は仮に葬儀があった場合は、お寺という事になってございます。その時に話された事は、丸山散布、火散布、藻散布の方が葬儀に使っていただきますので、大体、漁村センターの改修工事の事についてのお話は聞いていると思いますので、火散布の話し合いの中では、丸山散布、藻散布にも、内容を知らせてほしいという事でございますので、業者が決まって工期が決まりましたら、その旨お知らせしたいと思っております。

灯油の配管の関係ですが、古い施設の順番にやってみて、予算的な事は検討していきたいと思っております。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の決議

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。なお、12、13及び14日は休会とし、再会は15日あります。

(延会 午後 4時37分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員